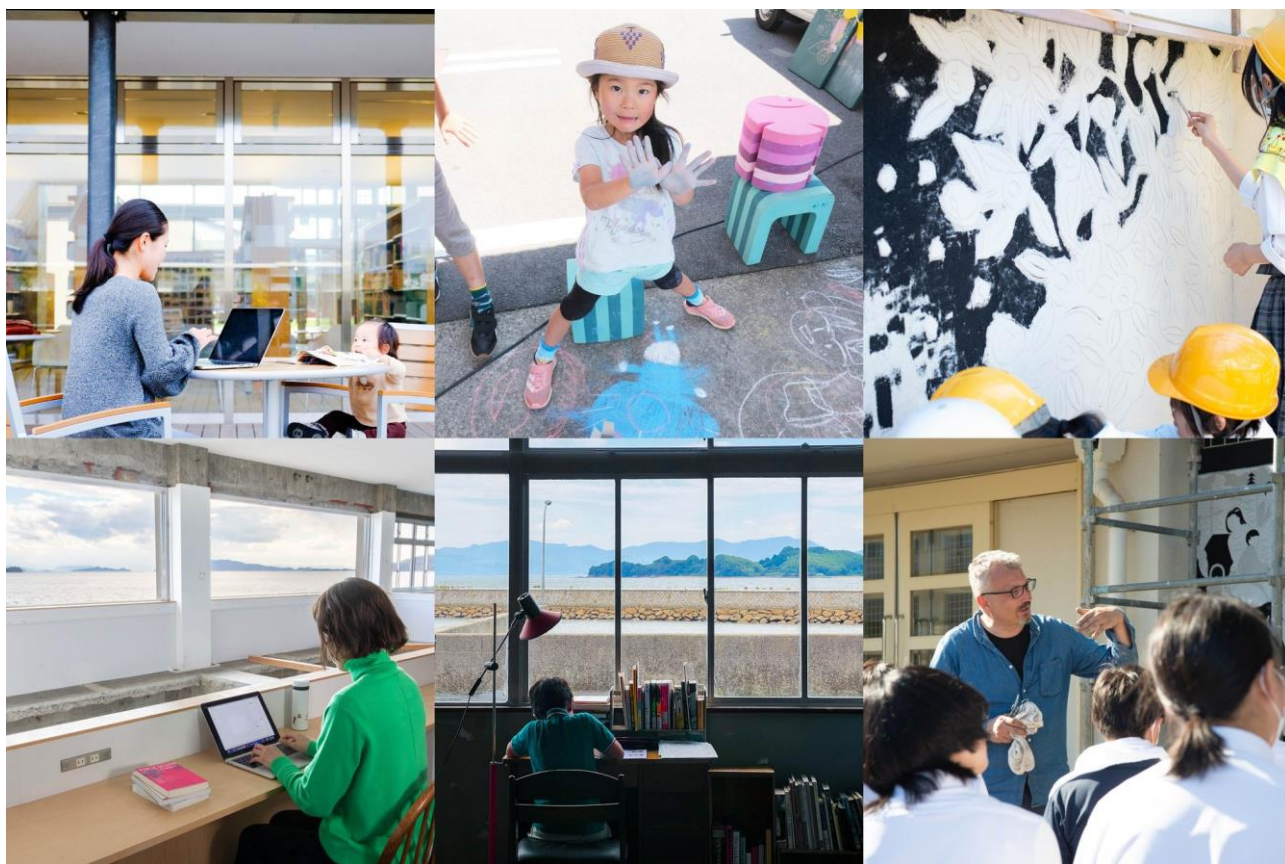


瀬戸内市地域おこし協力隊を募集します



移住交流促進のための新たな魅力と多様なニーズに寄り添う体制づくりに参加しませんか。

瀬戸内市では、官民の多様な主体で組織する瀬戸内市移住交流促進協議会(愛称：とくらす)と連携し、市外からの移住者増や、市内外の交流活性化に取り組んでいます。瀬戸内市への移住を検討中の方にさまざまな情報を提供したり、市内の案内、先輩移住者や地元の方の紹介といった市内現地での取組はもちろんのこと、首都圏や近畿圏などの移住フェアへの出展や、そうした都市圏での取組みと連動したイベントの開催など、多様な試みを行っています。最近では、テレワークやワーケーションの普及によって多様化する暮らし方や生活様式に対応するための施策として、事業者を対象としたリモートワーク体験の企画実施、市への移住や拠点開設のサポートなどを行っているところです。

このように、瀬戸内市では、「とくらす」と連携して、移住・交流のほか、新たな拠点づくりを検討する方それぞれが目指す暮らし方や働き方の実現を後押しする魅力ある地域づくりや受入体制づくりに取り組んでいるところですが、移住交流人口や関係人口の拡大を図るためには、今後もさらに対応できるニーズを質量ともに充実していく必要があると考えています。

そこで、今回の募集では、瀬戸内市及び「とくらす」が行っている様々な移住・交流促進事業への従事を基本としつつ、上記課題の解決に向けた協力活動を次のテーマの中から1つを選択し、取り組んでいただくこととしています。協力隊の任期終了後に目指す暮らし方との相乗効果がある内容を考えていただければと思います。

【テーマ】

① 移住交流促進×リモートワーク

「とくらす」では、お試し暮らしの中でリモートワークをしてみたい方はもちろん、長期間もしくは定期的に短期滞在する方も誘致したいと考えています。個人単位はもちろんですが、会社単位でのリモートワークへの取組や働き方改革などと協力連携することも考えられます。また、リモートワークは、IT系に限らず、アーティスト・イン・レジデンスや、営業拠点などの誘致まで視野を広げることができます。そうしたことを実現するために必要なこと、できることの整理と、取組についてのアイデアを求めています。

② 移住交流促進×子どもの居場所づくり

移住先を選定するために、夏休みやGWを活用して各地域を訪れる方が多くいます。お子様連れの場合、住居探しや仕事探しに専念するために子どもの預かりなどのサービスが求められますが、単に預かるだけでなく、子どもたちにも市を好きになってもらえるような遊び、学び、気づきなどが提供できたら、来訪自体が有意義なものになります。また、地域の子どもを対象に含めていくことで、そうしたサービスの継続性や内容を高めることも考えられます。そうした視点での、子どもの居場所づくりについて模索しています。

③ 移住交流促進×地域資源

「とくらす」では、①②と同様に、移住促進につながる可能性もありつつ、そうでないとしても地域を魅力的にしていくための取組を続けることが、結果的に瀬戸内市の活性化につながるものと考えています。市の産品を商品化する、観光施設を開設するといった個別の取組よりも、そういった取組を生むための仕組みづくりや、ネットワークづくり、PRが現状において不足しており、これを解決するためのアイデア、実現方法を必要としています。

ご応募される方については、選択した活動において必要な業務経験や知識、スキルを有することや、任期後のキャリアについて、起業や就業の内容、場所、メンバー、資金調達の方法等を具体的にイメージされていることを条件としています。

市やとくらす、地域住民と協力しながら、移住を希望する方や新たな拠点づくりを検討する方にとって付加価値の高い地域環境と受入体制づくりに向けて活動してくれる方のご応募をお待ちしております。

瀬戸内市地域おこし協力隊募集要項

1. 募集人員

地域おこし協力隊 1名

2. 活動内容

移住・交流促進及びその課題解決に係る活動を担当

瀬戸内市移住交流促進協議会のメンバーとして、移住希望者の相談対応や個別の現地案内など移住・交流促進に関わる活動への従事を基本としつつ、以下の3つのテーマの中から1つを選択し、その活動に従事していただきます。また、活動と並走し、任期中もしくは任期終了後に起業するなど、本市への定着を目指していただきます。

【テーマ】

- ① 移住交流促進×リモートワーク
- ② 移住交流促進×子どもの居場所づくり
- ③ 移住交流促進×地域資源

3. 募集対象（募集条件）

(1) 住 所

3大都市圏をはじめとする都市地域に居住し、採用後、瀬戸内市内に生活拠点を移し、住民票を異動できる方

※「3大都市圏をはじめとする都市地域」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県並びに札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、北九州市、福岡市及び熊本市のうち過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法に指定された地域外の地域をいいます。詳しくはお問い合わせください。

(2) 資格等

- ・普通自動車運転免許を取得し、日常的に自動車を運転している方
- ・地方公務員法第16条に規定する欠格事由に該当しない方

(3) その他

- ・心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- ・意欲と情熱があり、市民等と積極的に協働できる方
- ・選択したテーマに係る活動に必要な業務経験、知識、スキル等をお持ちの方
- ・委嘱期間終了後も瀬戸内市において定住・就業・起業に意欲のある方

4. 勤務地

瀬戸内市役所企画振興課または市内の拠点

5. 勤務日・勤務時間

(1) 勤務日数

原則として月曜日から金曜日までのうち週4日
土曜日・日曜日・祝日に活動した場合は代休対応

(2) 勤務時間

1日7.5時間(原則8時30分から17時00分まで)、週30時間

(3) 休暇

採用後半年経過後、年次有給休暇、特別休暇(有給・無給)等があります。

6. 任用形態及び任用期間

(1) 任用形態

会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号)

(2) 任用期間

任用の日(令和5年12月1日予定、相談可)から令和6年3月31日まで

※採用後1箇月は条件付採用となります。なお、勤務成績が良好な場合、一会計年度ごとに更新があり、最長3年まで再度任用を行う場合があります。

7. 処遇・福利厚生

(1) 報酬

月額168,600円

※瀬戸内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、通勤費用弁償を支給します。

※年2回(6月及び12月)の賞与有

(2) 住居

隊員により確保していただきます。借上に係る費用は活動費として支給します。

(3) 福利厚生

健康保険、厚生年金、雇用保険加入

(4) その他

- ・活動に必要な経費を予算の範囲内で支給しますが、引越しに係る経費、住居に係る光熱水費等、活動期間中の生活に必要な備品などは隊員の負担となります。
- ・今後、待遇、報酬及び福利厚生等の内容に変更が生じる場合があります。予め了承の上、応募してください。

8. 応募手続

(1) 受付期間

令和5年9月5日(火)から令和5年9月29日(金)まで

(2) 提出書類

ア 会計年度任用職員採用申込書(様式1)

イ 瀬戸内市地域おこし協力隊応募用紙(様式2)

ウ 瀬戸内市地域おこし協力隊活動目標レポート(様式3)

エ 現住所の住民票

※様式は市ホームページからダウンロードできます。提出書類は返却いたしません。

(3) 申込み先・問い合わせ先

瀬戸内市役所 総合政策部 企画振興課

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1

TEL : 0869-22-1031 FAX : 0869-22-3304 Email : kikaku@city.setouchi.lg.jp

9. 選考の流れ

(1) 審査方法

・第1次選考

書類審査の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

・第2次選考

第1次審査合格者について面接審査を行います。日時等は第1次審査結果を通知する際にお知らせします。なお、第2次選考審査に要する交通費等は個人負担とします。

※Zoomを使用したオンライン面接を指定する場合があります。

(2) 最終選考結果のお知らせ

最終選考結果は文書で通知します。

10. その他

- ・募集に関する質問等は、8の(3)の問い合わせ先に電子メールでご連絡ください。
- ・応募を検討するにあたり、市担当者等と事前に面談することができます(Zoomを使用したオンラインのみ)。随時都合の良い日程で実施させていただきますので、希望される方は、上記と同様に電子メールでご連絡ください。